

工藤さんの アスベスト裁判 横浜地裁 IHI に賠償命令

「IHIは「安全配慮義務違反」と認定！」

2002年に横浜第一工場を定年退職した工藤晃さんが、アスベストを吸引したことが原因の肺がんを発症し、2007年死亡に至った件で遺族が「IHIはアスベストが人体に入った場合、どんな病気に罹患する恐れがあるか。すでに多く専門書が出版され、各方面からその危険性が指摘されていたにも拘らず必要な対策を怠ったためである。」(注) じん肺法の制定は1960年』としてIHIを被告として「安全配慮義務違反」に基づき損害賠償を求めていた裁判で、横浜地方裁判所は去る5月30日遺族の訴えを認め、IHIに合計369万0700円の損害賠償を命じました。

この裁判の特徴として、現在、全国各地で争われているアスベスト暴露による関連疾病(肺がん、中皮腫、石綿肺など)を労災として認めることを、国や企業に迫ったものとは違って、労災認定を受け、企業(IHI)の死亡見舞金を受領した上で、『何故こうした事態に至ったのか』と、IHIの安全配慮義務の責任を問うものとなっていたことです。

- ◎ 工藤さんは工事の監督として赴任しており、アスベストを直接扱っていないし、工事現場の環境もアスベストが多量に発生するところではない。
 - ◎ 肺がんはアスベストだけでなく喫煙によっても多く発症している。
 - ◎ 被災労働者がIHIで業務に従事する中で、アスベスト粉塵に暴露し肺がんを発症したこと。
 - ◎ IHIは被災労働者に対して、安全配慮義務を負っていたにも拘らずこれを十分に果たさなかった。
- ことを認め損害賠償を命じたものです。

IHIを援めるびがうひんけいをつまじった

私たちは、故工藤晃さんと同時期に共に働いた仲間を中心に、『故人の無念を晴らすと裁判に立ち上がった遺族を支えよう。』と、「工藤さんを支える会」を作り共に闘ってきましたが、その中でたくさんの方々の支援や激励を戴きました。皆さん本当にありがとうございました。

「IHI 石綿対策怠る」裁 地 肺がん死元社員 遺族ら賠償訴訟 370万円支払い命令

重機メーカー大手 IHI(東京都)の元社員、工藤晃さん(当時65歳)が肺がん(注)で死亡したのは、アスベスト(石綿)の粉じん対策を怠ったためと認定。遺族2人が同社に約8500万円の賠償を求めた訴訟の判決で、横浜地裁は30日、約370万円の支払いを命じた。阿部正幸裁判長は賠償すべき額を約3300万円とした上で既に支払われた労災補償分を差し引いた。肺がん発症と石綿の肺がん診断され、07年10月に死亡、同12月



横浜地裁の判決を受け支援者への報告会に臨む原告の工藤義子さん(右)＝横浜市中区で

判決を伝える「毎日新聞」5月31日付

原告弁護士団 声明文 発表

判決を受け原告側弁護士団は声明を発表し、『今回の裁判は、IHIの法的責任を明確に認めるものであり、本件の被災労働者だけでなく、IHIでの業務に従事する中でアスベストに暴露し、関連疾患を発症した人にも共通してIHIの法的責任が認められる内容となった。(要旨)』としています。

工藤さんを支える会

〒235-0023 横浜市磯子区森三・四・三三
電話 & Fax 045・761・4748

2013年 6月